

事務職員部総会・学習会



県教組 事務職員部総会・学習



6月16日（金）に2017年度県教組事務職員部総会および学習会が開催されました。総会では、栗野小分会の野波成恵さんと芦原小分会の松原幹さんが議長に選出され、山本県議から祝辞をいただきました。

「2016年度の活動経過報告および会計決算報告」の後、新役員の選出について、雲浜小分会の塚崎副選考委員長から報告を受け、満場の拍手をもって

て2017年度の新役員が承認されました。

議事では、第1号議案「2017年度運動方針に関する件」ならびに第2号議案「2017年度会計予算（案）に関する件」とも原案通り可決されました。



谷口 文代 部長（三宅小）
齊戸美智恵 副部長（陽明中）
橋本 史子 副部長（鯖・鳥羽小）

学 習 会



日教組 事務職員部
中島 隆道 副部長



見直しに伴う共同学校事務室の設置や今後のとりくみ等について、詳しく説明していただきました。参加者からは「お話がとてもわかりやすくありがたかった」「法律が改正され、どこが事務職員に関わるかということを細かく説明されよかった」「情勢に関してはなかなか自分から勉強することが難しいため、こういった学習会の機会はありがたい」という声が寄せられ、大変有意義な学習会となりました。

総会後の学習会では、日教組事務職員部の中島隆道副部長を招き、中央情勢報告についてお話しいただきました。

学校教育法等の改正*により、事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わったことを中心に、その

事務職員部では、子どもたちの豊かな学びを保障するため、学校事務の共同実施を推進し、学校事務機能の強化と「より魅力的な職」にすることを重点に、今年度も積極的なとりくみを行います。

* 学校教育法等の改正 平成29年4月1日施行

【学校教育法】事務職員の職務が「事務をつかさどる」に変更。

事務職員が一定の責任を持って学校事務を処理できるようになり、専門性を生かして企画立案、連絡調整、指導助言等、より主体的・積極的に校務運営に参画することになります。

【地教行法】市町村教育委員会規則の定めにより共同学校事務室を置くことができる。

共同学校事務室の室長及び職員は、共同処理を行う学校の事務職員を充てることとしています。

【義務標準法】教職員定数の加配事由に共同学校事務室を明示。

共同学校事務室の設置により、特別な研究が行われていることが加配要件として明示されました。